

鹿児島大学大学院連合農学研究科長候補者選考規則

平成 16 年 4 月 1 日

鹿大連規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鹿児島大学大学院学則（平成 16 年 4 月 1 日制定）第 13 条第 2 項の規定に基づき、鹿児島大学大学院連合農学研究科長（以下「研究科長」という。）候補者の選考について、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会（以下「研究科教授会」という。）が行うことを定めるものとする。

(候補資格者)

第 2 条 研究科長候補者は、鹿児島大学に専任として在職し、かつ、鹿児島大学大学院連合農学研究科の指導教員資格を有する教授（以下「候補資格者」という。）のうちから選考する。

(選考の時期)

第 3 条 研究科長候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出たとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 研究科長候補者の選考は、前項第 1 号に該当する場合は任期満了の 1 月以前に、同項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は速やかに行う。

(選考の方法)

第 4 条 研究科長候補者の選考は、選挙による。

2 前項の選挙は、第 1 次選挙及び第 2 次選挙とする。

3 選挙は、第 1 次選挙においては 3 名連記無記名投票により、第 2 次選挙においては単記無記名投票により行う。

(第 1 次選挙)

第 5 条 第 1 次選挙は、候補資格者について投票する。

2 前項の投票の結果、得票多数の者 3 名をもって、候補適任者とする。ただし、3 位までに得票同数の者があるときは、年長者を上位として 3 名の候補適任者を確定する。

(第 2 次選挙)

第 6 条 第 2 次選挙は、候補適任者について投票する。

2 前項の投票の結果、有効投票の過半数を得た者を当選者とする。

3 有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票上位の 2 名について再投票を行う。ただし、3 名が得票同数の場合又は 2 位が得票同数の場合は、年長者を上位として 2 名を確定する。

4 再投票で有効投票の過半数を得た者を当選者とする。ただし、得票同数のときは、年長者を当選者とする。

(選挙資格者)

第 7 条 選挙資格者は、連合農学研究科教員（客員教授及び客員准教授を除く。）とする。ただし、第 1 次選挙においては、鹿児島大学に専任として在職する連合農学研究科教員とする。

2 前項の規定にかかわらず、それぞれの選挙の公示日において、外国旅行中及び休職中の者（選挙の公示日において、選挙の日の前日までに帰国又は復職することが明らかである者は除く。）は、当該選挙の選

挙資格者から除く。

(選挙の成立)

第8条 第4条第2項に規定する選挙は、選挙資格者の過半数の投票をもって成立する。

(選挙の管理)

第9条 研究科教授会は、第4条第2項に規定する選挙の事務を管理させるため、第1次選挙及び第2次選挙ごとに選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、鹿児島大学大学院連合農学研究科教授会規則（平成16年鹿大連規則第2号）第2条第3号及び第4号の委員をもって組織する。ただし、第1次選挙にあつては、鹿児島大学の委員をもって組織する。

3 第1次選挙の選挙管理委員会委員が候補適任者に選出されたときは、速やかにその職を辞する。

4 第1項の各選挙管理委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長に事故があるときは、委員の互選により選出された者がその職務を代行する。

(候補者の決定)

第10条 研究科教授会は、第6条に規定する選挙の結果に基づいて研究科長候補者を決定し、これを直ちに鹿児島大学長に報告するとともに所定の場所に公示する。

(任期)

第11条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き2期を超えて再任することはできない。

2 研究科長が欠員となった場合における後任の研究科長の任期は、前項の規定にかかわらず、任命の日から2年を経過する日の属する年度の末日までの期間とする。

(雑則)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、細則で定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前から在職する研究科長は、この規則により選考されたものとみなす。

この場合において、研究科長の任期は、第11条の規定にかかわらず、当該任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第11条第1項に規定する研究科長が再任された場合の任期は、2年とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。